

# ハンセン病を知っていますか？

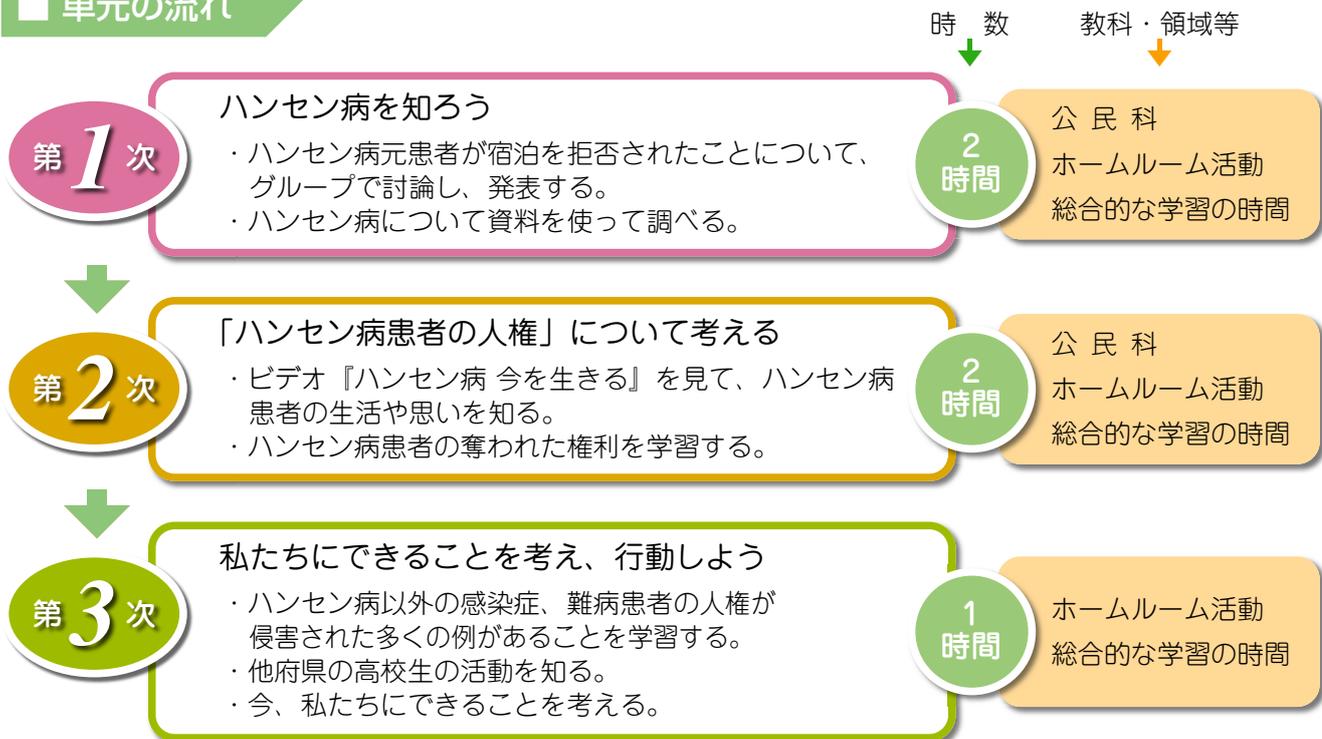
HIV 感染者・ハンセン病患者等

## 単元の目標

- 1 社会に存在する人権問題について科学的な認識を深めるとともにそれを生み出す社会構造等にも目を向け、人権基準等に照らして多くの仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。  
(2-⑦具体的な人権課題)
- 2 相手の痛みや感情を感知するとともに、社会の不合理や権力構造、偏見、差別を見抜くことができる。  
(2-⑤人権感覚)



## 単元の流れ



# 第1次

## ハンセン病を知ろう

### 目 標

- ハンセン病についての正しい知識を身につける。(単元目標 1)
- 社会の不合理や偏見、差別に気づくことができる。(単元目標 2)

### 準 備 物

- ・ ワークシート ①「ハンセン病元患者への宿泊拒否について考える」
- ・ ワークシート ②「ハンセン病学習シート」
- ・ ワークシート ③「考えてみよう」
- ・ 資料 ①「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省発行
- ・ 資料 ②「向き合おう。語り合おう。いま、問われるハンセン病の過去と未来」社団法人日本広報協会

### 展 開 【1】

#### 学 習 活 動

1

ワークシート①「ハンセン病元患者への宿泊拒否について考える」について、グループで討論する。その後、討論した内容を全体に発表する。

2

グループでハンセン病について資料①②等を使って調べ、ワークシート②「ハンセン病学習シート」に記入する。その後、調べた内容を全体に発表する。

3

ワークシート③「考えてみよう」の質問に答え、グループで話し合う。

#### 支 援 及 び 留 意 点

- ・ 素直な意見を引き出す。



#### 評 価 規 準

ハンセン病について正しく理解している。

【知 識】

「二次被害」を引き起こしている不合理さや偏見、差別に気づくことができる。

【技 能】

### ポ イ ン ト

- ワークシート②の記入については、指導者が教えるという形ではなく、用意した資料等から情報を得て、書き込ませるようにしましょう。
- 資料①、②については厚生労働省、社団法人日本広報協会のHP から手に入れることができます。資料として現代社会の教科書も活用できます。



「ハンセン病を正しく理解しましょうー間違った知識や誤解はありませんかー」和歌山県「もっていますか？ ありがたい知識 ハンセン病を考える」和歌山県人権啓発センター

## 「ハンセン病元患者への宿泊拒否について考える」

平成15年11月に熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、熊本県内のホテルがハンセン病元患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否しました。その後、ホテル側が形式的に謝罪したことに対し、入所者らが「反省がない」などと発言する場面が報道されると、全国の一般の方からハンセン病療養所入所者に対する非難・中傷の電話や手紙による二次被害も発生しました。これはハンセン病に対する理解不足と、偏見・差別の根深さを改めて痛感させるものでした。この事案は、ハンセン病患者等の人権を著しく侵害するものであり、あってはならないことです。

- 1 ハンセン病を知っていますか。どのような病気ですか。
- 2 ホテルはなぜ、ハンセン病元患者の宿泊を拒否したのでしょうか。
- 3 あなたがハンセン病元患者と宿泊が一緒になったら、どう思いますか。
- 4 あなたがハンセン病元患者だと仮定して、宿泊を断られたら、どう思いますか。



### 旅館業法 第5条

営業者は、左(以下)の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 1 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 2 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 3 宿泊施設に余裕がないとき、その他都道府県が条例で定める事由があるとき。

## 「ハンセン病学習シート」

資料等を使って、次の問について調べてみよう！

問 1 ハンセン病はどんな病気ですか。

《解答例》

- ◇ 遺伝病ではありません。
- ◇ 感染力の極めて弱い細菌による病気です。
- ◇ すぐれた治療薬により治ります。
- ◇ 早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
- ◇ わが国には感染源になるものはほとんどありません。
- ◇ 身体の変形は後遺症にすぎません。

「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省

問 2 「らい予防法」とはどんな法律でしたか。

《解答例》

1931年に制定された「癩予防法」を改正した法律。患者を強制的に隔離する政策で、この法律の存在が世間のハンセン病に対する差別や偏見をよりいっそう助長したといわれています。基本方針や懲戒規定はそのまま残りました。

「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省

問 3 ハンセン病患者はどのような人権侵害や差別を受けてきましたか。

《解答例》

国による強制的な隔離政策のもと、かつては多くの患者が自宅から無理やり連れ出され、家族から引き離されて療養所に入所させられました。実名を名乗ることもできませんでした。療養所では退所も外出も許可されず、療養所での作業を強いられたり、「懲戒検束」と呼ばれる裁判を経ない収監罰を与えられたり、結婚の条件に断種や墮胎を強いるなどの人権侵害が行われた時代がありました。また、ハンセン病であることを隠して療養所の外で暮らしていた人々も、差別や隔離を恐れ、適切な治療を受けることができないなど大変な苦勞をしました。ハンセン病の患者本人だけでなく、その家族たちも周囲から厳しい差別を受けました。

「向き合おう。語り合おう。いま、問われるハンセン病の過去と未来」社団法人日本広報協会  
「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省

## [1] ワークシート②

問4 治る病気なのになぜ人権侵害や差別は続いているのですか。

### 《解答例》

1907年「癩予防ニ関スル件」によって我が国のハンセン病対策は始まりました。この法律は患者を一般社会から強制的に隔離するといったものでした。当時は、ハンセン病にかかると警察官によって強制的に療養所へ収容されることが多くありました。この法律による強制隔離が、ハンセン病は伝染力が強いという誤ったイメージをうえつけることになりました。その後、1931年の「癩予防法」、1953年の「らい予防法」と2度改正されましたが、強制隔離という基本的な考え方が継続されました。そのため、ハンセン病が「怖い病気」として人々の間に定着してしまいました。このことが偏見・差別が現在でも根強く残っている原因です。

「向き合おう。語り合おう。いま、問われるハンセン病の過去と未来」社団法人日本広報協会  
「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省

問5 現在の入所者の方々はどのような状況にあるのですか。

### 《解答例》

現在、国の隔離政策は改められたものの、療養所入所者の多くはすでに高齢となっており、ハンセン病の後遺症から重い身体障害をもつ人もいて、社会復帰して自活することは困難です。また、いまなお社会にハンセン病患者や元患者に対する差別や偏見が残ることから、療養所の外で暮らすことに不安を感じている人もいます。

「向き合おう。語り合おう。いま、問われるハンセン病の過去と未来」社団法人日本広報協会  
「わたしたちにできること～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」厚生労働省



「考えてみよう」

「らい予防法」が、1996年まで続いたのはなぜか考えてみましょう。

どうして「二次被害」が発生したのか考えてみましょう。

## 第2次 「ハンセン病患者の人権」について考える

### 目 標

- ハンセン病患者の奪われた権利を知る。(単元目標 1)
- ハンセン病患者の心の痛みや思いを知る。(単元目標 2)

### 準 備 物

- ・ビデオ『ハンセン病 今を生きる』(制作/共和教育映画社) 上映時間 49 分
- ・資料③「ハンセン病 今を生きる」
- ・資料④「世界人権宣言」(『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P112・P113・P122・P123)
- ・ワークシート④「ハンセン病患者の生活と世界人権宣言」

### 展 開 【2】

#### 学 習 活 動

1

ビデオ『ハンセン病 今を生きる』を見る。

2

グループで感想を発表し合う。

3

ハンセン病患者の生活を資料④「世界人権宣言」に照らし合わせ、奪われた権利についてグループで話し合う。

4

グループで出した結果を発表する。

#### 支 援 及 び 留 意 点

・ビデオを見る前に資料③「ハンセン病 今を生きる」を読ませる。

・グループで話し合ったことをワークシート④「ハンセン病患者の生活と世界人権宣言」にまとめさせる。

・全体で共有させる。

#### 評 価 規 準

ハンセン病患者の心の痛みや思いを共感的に受けとめることができる。

【技 能】

ハンセン病患者の奪われた権利を知っている。

【知 識】

2 時間連続で授業を行うのが望ましいでしょう。



## 「ハンセン病 今を生きる」

ハンセン病は長い間、誤解されてきました。

ハンセン病は「らい病」と診断された患者が、強制的に隔離されたことから『強い感染力をもった恐ろしい病気』『恐ろしい伝染病』という間違った考えが広まり、偏見と差別を大きくしたといわれています。現在では早期発見と適切な治療で、障害を残すことなく治る病気です。私たちはハンセン病について正しく理解し、差別や偏見をなくしていかなければならないのです。

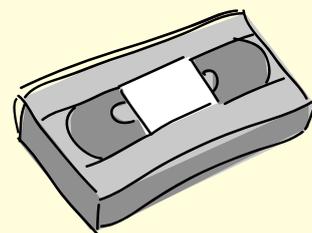
「人と人とのふれあい、私たちにはそんな言葉はなかった。ハンセン病ということで、隣近所から冷やかな恐ろしい目で見られ、村八分になり、親兄弟も離れ離れになり家族は崩壊していった。今、故郷に帰っても周りの人が受け入れてくれるだろうか？ただ、残り少ない人生を人間として生きたい。」

そう語る石田さんは、現在ハンセン病を理解してもらうために、精力的に講演活動をされてます。10才の時、荷物のような扱いをされ、貨物列車、トラックと人目を避けて乗り継ぎ愛生園に隔離された入所者で、元自治会の会長でもあります。その石田さんの70年の人生を通して、ハンセン病であるがために親と別れ、強制的に隔離された苦難の60年の歴史を愛生園の協力を得て、映像として完成することができました。

また、妻の懐子<sup>なつこ</sup>さんも4才で父を亡くし11才のとき「ハンセン病」を発病し、愛生園に隔離されて、棧橋で母と祖母に置いていかれ連絡もなく30年。最近やっと母と再会、母もわが子がハンセン病であるがために人目を忍んで生きてきたことを聞き、「今までの恨みは消えていきました。」と語る懐子さん。現在夫婦で講演活動に精を出し「講演先の子どもたちや地域の人たちの温かい心にふれ、元気がでます。」と語る石田さんご夫婦。「多くの健常者の人たちと交流していく中で人間らしさが戻ってくる。ハンセン病問題はまだ終わっていない。この歴史を風化させてはいけない。二度とこのようなことを繰り返してはいけない。」と石田さんは講演会で語られています。

女優の小林綾子さんは、石田さんの著書「人間として生きたい」を読まれ、石田さんが10才まで育った鳥取県境港市、大山町、岡山県国立療養所長島愛生園を訪れ、自らもハンセン病について正しく学び、「社会に根強く残っている偏見や差別を無くしていきたい。」と呼びかけています。

このドキュメンタリー映像の中には、長い間世間から隔離され、離島だった長島に1988年入所者たちの強い要望で架けられた邑久長島橋が出てきます。この橋は療養所と社会を一本の道でつなぐことになり、「人間回復の橋」と呼ばれています。隔離からの解放を象徴する橋が、長島架橋促進委員会の運動や国、県、地元協力の協力により、16年の年月を経て開通しました。



## [2] ワークシート④

### 「ハンセン病患者の生活と世界人権宣言」

ビデオ『ハンセン病 今を生きる』の場面・内容を思い出し、ハンセン病患者の生活を「世界人権宣言」に照らし合わせてみましょう。

場面・内容	奪われている条項	グループでの感想等
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

# 第3次

## 私たちにできることを考え、行動しよう

### 目 標

- 社会の中の矛盾や不合理を仲間と共に解決していく方法を知る。(単元目標 1)

### 準 備 物

- ・資料⑤「レッドリボン運動」(『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P97)
- ・資料⑥「HIV 薬害訴訟」「患者の人権と良質かつ適切な治療をめざして」(『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P94・P95)
- ・資料⑦「他府県の高校生の活動」
- ・ワークシート⑤「矛盾や不合理の解決に向けて」
- ・ワークシート⑥「私たちにできること」



### 展 開 【3】

#### 学 習 活 動

1

資料⑤「レッドリボン運動」を読む。

2

資料⑥「HIV 薬害訴訟」「患者の人権と良質かつ適切な治療をめざして」を読む。

3

ワークシート⑤「矛盾や不合理の解決に向けて」の質問について、グループで話し合い、発表する。

4

資料⑦「他府県の高校生の活動」を読んで、その活動を知る。

5

ワークシート⑥「私たちにできること」について、グループで話し合い、発表する。

#### 支 援 及 び 留 意 点

- ・「レッドリボン運動」は多くの人の運動で発展していったことを伝える。
- ・HIV 薬害訴訟和解後、「エイズ予防法」等が廃止され、患者のための制度や法律ができたことを確認させる。
- ・患者等からの声が法律へと結びついていった経緯に注目させる。

- ・どうすれば「二次被害」をなくすことができるのかということについても考えさせる。

#### 評 価 規 準

人々の思いが法や制度となっていく仕組みを理解している。

【知 識】

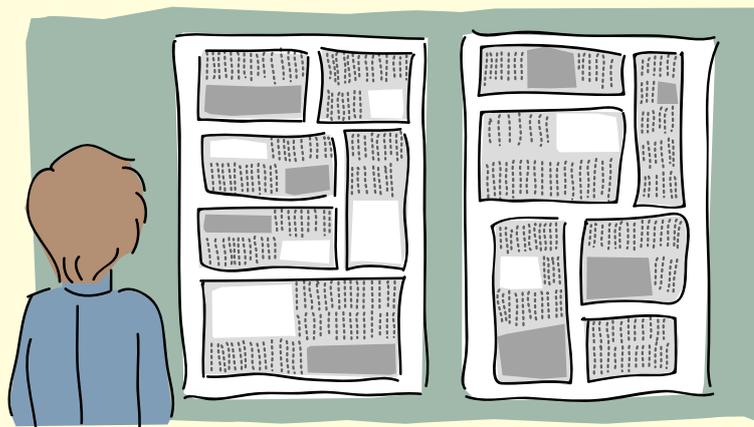
### ポ イ ン ト

- 人権が尊重される社会の実現に向けて、高校生ができることは何かを考え、行動できるように導きましょう。

## 「他府県の高校生の活動」

A高校は2006年10月18日に創立120周年を迎えた伝統のある学校です。A高校が創立50周年を迎えたとき、「自分たちの学校だけがお祝いをするのではなく、困っていらっしゃる所へも愛を届けましょう。」と、当時同県のハンセン病療養所が、入所者が増え宿舎の不足に困っているということを知り、女子寮を寄贈しました。竣工式には100名以上の生徒が参列し、その後、演劇部・バレエダンス部などの部員が慰問したり、患者の方とテニスの試合をしたりといった交流が始まりました。

一時、戦争で交流が途絶えましたが、1994年、療養所に住む歌人との交流が始まります。その歌人は、宮内庁主催の歌会始に応募し、入選されましたが、身体に重度の障害をもたれていることもあり、歌会始を欠席しました。欠席者の短歌は朗詠しませんという宮内庁からの連絡に、歌人ががっかりされていたことを放送部が伝え聞き、「この短歌が空に響く



まで」の放送番組を制作し、欠席者の朗詠もしてほしいと訴えました。この番組がNHK杯全国高校放送コンテストで全国優勝し、宮内庁は、以後欠席者の作品も朗詠する方針に変えました。それ以来、A高校と歌人との交流が始まりました。

2000年からは生徒会もその歌人と交流するようになりました。年に数回部屋を訪問し、ハンセン病のことを少しずつ理解するようになりました。「なぜ差別や偏見はなくなるのだろうか」「自分たちにできることは何だろうか」「世間の人にとどのようにして伝えようか」など、一生懸命に考えるようになっていきました。2003年にはA高校でその歌人が講演し、その後、同じ療養所に住む「B楽団」の団長をされていた方とも知り合い、交流が広がっていきました。

2005年、A高校の図書委員会がNIE（「教育に新聞を」）活動として、新聞記事からハンセン病の文字を探しては、切り抜き、「ハンセン病理解へ向けて」と題したパネル展示に取り組みました。また、2006年には生徒・保護者・教職員が療養所を訪問し、8月7日には公民館で「ハンセン病」についての活動を図書委員が発表するようになりました。同年10月17日には、放送部の生徒が近隣の中学校で「ハンセン病についての差別・偏見をなくす取組」を訴える、出前授業を行うようになり、同校のハンセン病に関する啓発活動が広がっているところです。

### 【3】ワークシート⑤

#### 「矛盾や不合理の解決に向けて」

HIV 患者やハンセン病患者のための制度がどのようにして整ってきたのか考えてみましょう。

### 【3】ワークシート⑥

#### 「私たちにできること」

どうすれば「二次被害」のような出来事をなくすことができると思いますか。

人権が尊重される社会の実現に向けて、高校生ができることは何だと思いますか？